

朝日町地域おこし協力隊（デジタルサポート推進員）募集要項

近年、SNS などリアルタイムでの情報発信や、「書かない・行かない窓口」など諸手続きのデジタル化の流れが急加速しています。デジタル技術を活用した抜本的な変革に取り組み、町を取り巻く様々な課題を解決することが求められる中、デジタルデバインド（デジタル知識の不足に伴う情報格差）の解消が課題となっています。

町民の生活をより豊かに、そして便利にするため、デジタルデバインドの解消を目指して地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集人数

1名

2. 募集期間

令和8年6月12日（金）から令和8年8月28日（金）まで

3. 活動内容

- (1) 町内施設におけるスマートフォン等の使い方相談会
- (2) スマートフォン等の使い方教室の企画・運営・広報
- (3) スマートフォン等の分かりやすい用語集をはじめとした資料作成と周知
- (4) 町導入ソリューションの利用支援
- (5) その他、デジタルサポートに関する業務

4. 募集対象

- (1) 現在、都市地域等に在住している者で、朝日町に住民票を移すことができ、活動内容等を理解した者。また、他地域で地域おこし協力隊として活動していた場合にあっては、地域おこし協力隊として2年以上従事し、かつ、解任から1年以内の者。
- (2) 令和8年4月1日時点で20歳以上の者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に活動内容を行い、1年以上の居住を予定している者
- (4) パソコンやスマートフォン等を活用できる者
- (5) 普通自動車免許を取得している者
- (6) 町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる者
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない者

5. 配置先

基本的に朝日町政策推進課および みんなの居場所「すぽっと」とし、その他町内の自由裁量が効く施設等については双方協議の上決定します。

6. 任用形態

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム）として、朝日町長が任用します。
- (2) 任用期間は、採用の日（令和 8 年 9 月 1 日以降）から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- (3) 翌年度以降は勤務実績をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。その際、任用期間は最長 3 年までとします。
- (4) 勤務時間外に副業可能です。ただし、次を満たし事前に届出書の提出が必要です。
 - ・ 服務規程に反しないこと
 - ・ 本来の活動に支障が無いこと
 - ・ 利害関係者等と不適切な関係にならないこと
 - ・ 公序良俗に反しないこと

7. 服務等

地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

また、任用後 1 か月間は、条件付採用期間となります。

8. 給料（報酬）・各種手当・休暇等

- (1) 月額報酬 234,100 円。6 月と 12 月に賞与（期末・勤勉手当）が支給されます。（昇給：有）
- (2) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。
- (3) 社会保険等へ加入します。

9. 活動日・活動時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。週 35 時間。（業務内容により時間帯は変動します）

10. 待遇

- (1) 住居、活動のための車は町で貸与します。（光熱水費等の経常経費は個人負担とします）
- (2) 町が必要と認める研修費用については予算の範囲内で町が負担します。
- (3) 活動のために必要な備品等については双方協議の上決定します。
- (4) 活動に必要な旅費については、町の旅費規定に準じて予算の範囲内で支給します。

11. その他

- (1) 引越し費用については個人負担とします。
- (2) 活動内容に示した事項に関して、町長が定める「活動状況報告（日誌）」に記載の上、毎月報告するものとします。あわせて月に 1 回程度、町職員との打ち合わせを行います。
- (3) 年 1 回活動報告会を開催し、町民等に広く活動内容を発表していただきます。

12. 募集方法

朝日町会計年度任用職員採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、

8月28日(金)まで提出してください。

なお、応募のあった方から順次採用に向けた審査を進めてまいります。募集人数に達した場合、早期に募集を締め切る場合がありますので、お早目にご応募ください。

〈受付時間〉午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日必着のこと）

〈提出先〉〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
朝日町役場 政策推進課 総合政策情報係

13. 審査方法

(1) 1次審査（書類選考）

(2) 2次審査（面接）

14. 問合せ先

朝日町政策推進課 総合政策情報係

TEL：0237-67-2112、FAX：0237-67-2117

e-mail：joho@town.asahi.yamagata.jp